

2018年12月4日

厚生労働大臣 根本 匠 様

子どもに無煙環境を推進協議会  
一般社団法人 日本禁煙学会

## 小規模飲食店などが全面禁煙とした場合に、改装費等の助成及び 税額控除の要望・提案をします

謹啓

店舗面積が100m<sup>2</sup>以下の中小企業者等の飲食店が、受動喫煙の防止のために、店内を全面禁煙とした場合に、

- (1) 改装費・設備費・撤去費等についての助成制度の創設
- (2) これら経費の税額控除が受けられる制度の創設

を要望・提案いたします。ご高配をお願い申し上げます。

1. 2018年度の税制改正大綱で、以下が盛り込まれました。

---

税制改正大綱

[https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/136400\\_1.pdf](https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf)

85 ページ

- (7) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。(所得税についても同様とする)

---

2. これは、厚生労働省からの2018年度の税制改正要望として提案され、大綱に入れられたものです。

---

平成30年度税制改正の概要(厚生労働省関係) 平成29年12月

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189018.html>

[https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000189327.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000189327.pdf)

○ 受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置の創設〔所得税、法人税〕 (P9)

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（※）について、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。

（※）商業・サービス業・農林水産業活性化税制

---

3. 上記は、2018年7月に改正健康増進法が可決成立する以前に導入された税制改正内容ですが、国民の健康増進のために、本来的には

受動喫煙の危害を抜本的に改善するためには、「喫煙専用室」などを設けるよりも、店内を全面禁煙とする方が、改装費・撤去費などはかかるとしても、「喫煙専用室」に比べ設備費やメンテナンス費用などは皆無で、スペースもいらず、かつ煙の漏れは無いので、健康的ですし、はるかに経済的でエコでもあります。

4. 従って、「店舗面積が100m<sup>2</sup>以下の中小企業者等の飲食店が、受動喫煙の防止のために、店内を全面禁煙とした場合に、改装費・設備費・撤去費等についての助成制度の創設、及び税額控除が受けられる制度の創設」は、国民の健康づくり及び健康寿命延伸をよりいっそう進めるために極めて有用かと思えます。

※改正健康増進法では、店舗面積が100m<sup>2</sup>以上の飲食店は禁煙となりますが、大都市では、飲食店の80～90%は喫煙可能になると推計されており、客も従業員も多くが受動喫煙の危害から守られるとは言えない危惧とリスクがあります。

※また、改正健康増進法の採決にあたって、衆参の厚生労働委員会の附帯決議で「FCTC枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。」などが盛り込まれましたが、見直しの5年後まで、国民の84%以上もの非喫煙者の受動喫煙の危害が放置され続けることが憂慮されます。

※これまで喫煙可であった飲食店にあっては、喫煙及び受動喫煙によるタールや有害物が、壁・天井・床・設備など店内全てに付着し、染み込んでいて、店内禁煙となっても、これら臭いや有害物が発散し、放出され続けます（三次喫煙といわれています）。

従って空気の美味しい禁煙飲食店とするためには、喫煙室の撤去費用を含め、少なくとも改装費や設備費が必要とされます。

※これらを改善し、100m<sup>2</sup>以下の飲食店の禁煙化を促し、援助するためにも、標記の改装費・撤去費等の助成、及び税額控除は有用です。

5. 小規模店での全面禁煙への改装費・撤去費などの助成制度の事例として、以下があります。

(a) 千葉県では2018年9月補正予算でその制度が設けられました。

<http://www.city.chiba.jp/somu/shichokoshitsu/hisho/hodo/documents/180903-1-3.pdf>

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/30jigyousyasien.html>

屋内禁煙化への助成

対象施設 既存小規模飲食店（客席面積100㎡以下かつ資本金5千万円以下）

対象経費 喫煙室の撤去等に要する経費

補助率 9/10（上限10万円）

(b) 鳥取県でも、既存の小規模飲食店が全面禁煙に切り替える場合、改装費の一部を助成する制度が2018年10月に可決されました。

[http://db.pref.tottori.jp/yosan/30Yosan\\_Koukai.nsf/55083148a0850f7d492578e60018079f/4938db0a021cc98f492582fe002c6830?OpenDocument](http://db.pref.tottori.jp/yosan/30Yosan_Koukai.nsf/55083148a0850f7d492578e60018079f/4938db0a021cc98f492582fe002c6830?OpenDocument)

<https://notobacco.jp/pslaw/tottorijosei18.pdf>

イ 施設の禁煙化支援

施設の全面禁煙のための施設改装（壁紙の改装、カーテンの交換、喫煙室の撤去等）を行う費用の一部を助成する。

事業費の2/3又は10万円まで（総予算2,000千円）

6. この店内を全面禁煙とした場合の（1）改装費・設備費・撤去費等の助成制度の創設は、国の予算で、都道府県あるいは区市町村への交付税を通じての、都道府県・区市町村への助成が望ましいように思われますので、2019年度の予算、あるいは補正予算での創設をよろしく願います。

7. 店内を全面禁煙とした場合の（2）これら経費の税額控除が受けられる制度の創設を、2019年度の税制改正大綱に盛り込んでいただけるよう、政府及び与党に本会より本年11月下旬に要請・提案しているところですが、厚生労働省からも、次年度以降の税制改正要望に上げていただけるよう、お願い申し上げます。

以 上